**平成２３年（フ）第１４９９４号**
東京都江戸川区西瑞江３丁目９―43―105
債務者　北島　衣留（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９９７号**
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目２―22―303
債務者　針生　弘子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５００１号**
東京都港区高輪２丁目16―42―601
債務者　秋山　博子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５００２号**
東京都北区志茂４丁目38―６―302　ガーデンパレスⅠ
債務者　堤　　令二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０２３号**
埼玉県入間郡越生町越生東３丁目４―10　第２木崎館101
債務者　小久保廣幸
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０２４号**
千葉県八千代市八千代台北６丁目11―２　八千代台パーソナルハウスＰａｒｔ６―502
債務者　正木　結美（旧姓松戸）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０２７号**
東京都板橋区高島平１丁目64―10―402
債務者　清田　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０２８号**
神奈川県藤沢市高倉570―３
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０２９号**
東京都世田谷区奥沢２丁目25―２―203
債務者　緑川　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３０号**
東京都練馬区光が丘２丁目７―４―612
債務者　下平　節子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３１号**
東京都練馬区光が丘２丁目７―４―612
債務者　下平廣こと　朴　　**樺**緒
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３２号**
東京都豊島区西巣鴨２丁目１―15―204
債務者　塚越　孝明
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３３号**
東京都江東区東陽１丁目23―９―102
債務者　新井　　進
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３４号**
埼玉県熊谷市拾六間204―１
債務者　斎藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５０３６号**
東京都世田谷区野沢３丁目22―８―301
債務者　太田　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部